

---

# 計画の見直しに係る答申（案） について

令和 年 月 日

米原市長 平尾道雄 様

米原市介護保険運営協議会  
会長 里村一成

米原市介護保険事業計画および米原市高齢者福祉計画の策定について（答申）

令和5年6月30日付米高福第434号により諮問のありました下記の事項につき、当協議会において審議を行った結果について、別添のとおり答申いたします。

記

- 1 米原市介護保険事業計画および米原市高齢者福祉計画の策定について（答申）

## 米原市介護保険事業計画および米原市高齢者福祉計画の策定について（答申）

当協議会では、これまで行ってきた第8期米原市介護保険事業計画および米原市高齢者福祉計画に基づく進行管理、昨年度実施した在宅介護実態調査や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等を踏まえ、慎重に議論を積み重ね当協議会の結論を得ました。

米原市介護保険事業計画および米原市高齢者福祉計画による各種施策の実施に当たっては、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を迎え、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、既に減少に転じている生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足などの課題に対応する必要があります。

また、介護サービスへの需要が多様化する2040年を見据えて、地域共生社会の実現や介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要です。そのためには、各地域で高齢者の自立支援・重度化防止や日常生活支援といった役割・機能を果たしていく必要があります。

これらを踏まえ、当協議会として中長期的な視点に立ち、老後に対する不安が解消されるように配慮した施策の展開を図るため、今後3年間において特に重点的な取組について、下記のとおり提言します。地域包括ケアシステムを充実させ、効果的で効率的な高齢者施策を展開され、地域共生社会の実現や介護保険制度の持続可能性を確保するため、市民と行政が一体となって本計画を着実に推進されるよう要望します。

### 記

#### 1 フレイル対策の充実

高齢者の心身の多様な課題に対応するため保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み切れ目のない事業を展開するとともに、住民主体による居場所づくりである「地域お茶の間創造事業」などの通いの場においてフレイル対策を行うことで、介護予防や健康寿命の延伸につなげていくことが重要です。

令和10年頃に高齢者人口のピークを迎える一方で現役世代が急激に減少する中、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者も地域を支える側となり、相互に支え合う地域共生社会の実現が求められています。

また、多世代で高齢者を支え合う地域づくりを行うため、小中学生に対し、介護予防教育事業を通して介護予防の重要性やフレイル対策について周知を行う必要があります。

#### 2 生活支援の充実

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加、運転免許証の返納による主たる移動手段の変更、身近な地域の店舗の閉店・廃業など、高齢者を取り巻く生活環境の変化は、介護や医療のサービスだけでなく、様々な生活課題に対応した生活支援サービスや見守りが必要となってきています。

個々の生活課題に対してきめ細かく対応できるNPO法人やボランティアによるサービス、地域住民による見守りや支え合いの取組を促進するなど地域の福祉力を高め、公的なサービスと併せて高齢者の生活を支援する必要があります。

また、スマートフォン等の操作に不慣れな高齢者が、情報の取得やサービスの手続きができないことで情報格差(デジタル・ディバイド)が生じないように対策を行う必要があります。

### 3 重層的支援体制整備事業

地域の福祉課題は、介護・高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、一つの分野だけでなく、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、地域からの孤立など、複合化・複雑化してきています。複合化・複雑化した課題に対応するためには、高齢者・子ども・障がい者などの対象者別、介護・虐待・生活困窮などのリスク別といった枠を超えて、包括的な支援体制の構築が必要であることから、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進し、包括的な支援体制の充実を図る必要があります。

### 4 認知症施策の充実

昨年度実施した在宅介護実態調査では、在宅介護者が最も不安に感じているのは「認知症への対応」という結果が出ています。認知症高齢者の増加が予測される中、認知症施策は高齢社会の最重要課題の一つとなっています。

国は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「認知症基本法」という。)において、「共生」に重点を置いて施策を進めることを基本的な考え方としており、認知症の人も認知症でない人も、お互いに支え合いながら共生する活力ある「共生社会」の実現を推進するとしています。

認知症基本法に示された基本理念と基本施策に沿って認知症施策を推進し、国の認知症施策推進基本計画策定後に、認知症施策の取組について検討する必要があります。

### 5 介護・福祉人材の確保・定着・育成

既に減少に転じている生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足は全国的な課題ではあるものの、将来の具体的な状況や対応策は各地域で異なります。介護人材の確保や生産性の向上の取組について、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備を図り、県、近隣市町および介護サービス事業所等と連携しながら人材確保に努めることが必要です。

さらに、人材の定着・育成を図るため、研修の実施、介護現場の生産性の向上、職場環境の改善などを促進することにより、サービスの質の確保・向上に努める必要があります。

以上の5項目について、特に積極的な取組を実践され、基本理念である「住み慣れた地域で ともにつながり支え合い 自分らしく 安心して暮らせるまち まいばら」の実現を期待します。